

今後の学級編制及び教職員定数の改善に関するヒアリング

資 料

平成22年4月19日
全国知事会・岡山県

教育課題に対応する岡山県の取組

－35人学級、少人数指導、小1グッドスタート支援事業、特別支援教育の充実－

○児童生徒の発達段階に対応した施策（小・中学校関係）

校種・学年等	幼稚園	小1 小2 小3 小4	小5 小6	中1 中2 中3
学級編制基準	35人	40人	40人か35人	

小1問題(小1プロブレム)は、生活習慣や学習習慣の確立にかかる面が大きい

小学校と中学校の接続を円滑に

教育支援員を配置(H14～)

35人学級または少人数指導

35人学級の実施状況 ※中1の課題が大きいことから、小・中の接続を重視して順次拡大した。

校種	学年	実施年度		※35人以下学級の割合
中学校	1学年	平成14年度～	順次拡大	92.0%
	2学年	平成16年度～		92.4%
	3学年	平成17年度～		92.6%
小学校	6学年	平成17年度～		91.4%
	5学年	平成20年度～		84.8%

※県単独の施策や大臣加配を活用した結果、35人以下となった学級数の割合を掲載(H22.4月現在)

○県単独の施策による教職員の配置（小・中学校関係）

- ・主幹教諭配置校にその負担軽減のため配置（小・中学校）
- ・指導困難な複式学級を解消するため配置（小学校）
- ・小1グッドスタート支援事業の教育支援員を配置（小学校）
- ・特に障害児への指導の困難な学校に配置（小学校）
- ・中学校1学年での35人学級の実施のため配置（中学校）
- ・不登校対策担当教員の負担軽減のため配置（中学校）
- ・へき地校において教員が所有免許外の教科を指導することがないように配置(中学校)
- ・学習指導、生徒指導で課題のある学校に配置（中学校）

○特別支援学級の設置状況

平成21年度

区分	知的障害	難聴	自閉症・情緒障害	弱視	肢体不自由	病弱・身体強弱	計
小学校	292	6	292	1	3	5	599
中学校	119	6	90	1	2	7	225

平成11年度

区分	知的障害	難聴	自閉症・情緒障害	弱視	肢体不自由	病弱・身体強弱	計
小学校	255	10	68	1	5	6	345
中学校	108	5	26	1	4	5	149

約1.7倍

標準法による岡山県の教職員定数（小・中学校関係分）

平成22年4月現在

○ 標準法本則定数

小学校：約 6,900人

中学校：約 3,600人

計：約10,500人

※ 学級編制基準を35人学級とすると、約750人増加

+

○ 大臣加配定数

加配項目	加配人数
35人学級の実施や主要教科での少人数指導を行うための加配	約 930人
学習指導上・生徒指導上の課題のある学校にその改善のための加配	
通常学級の軽度の障害のある児童生徒が通級指導で改善を図るための加配	
心身の健康への対応を図るため養護教諭を配置する加配	
児童生徒の食の指導を充実させるため栄養教諭を配置するための加配	
主幹教諭のマネジメント機能を強化するための加配	
事務を共同で実施することにより効率化を図るための事務職員の加配	
研究指定校での研究や教員研修（初任者研修を含む）を行うための加配	

全国知事会「平成22年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」(抜粋)

平成21年7月

<社会・文教関係>

4 教育施策の推進について

1 教育改革の推進

【背景・理由】

平成17年度に完了した第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画以降、定数改善計画は策定されておらず、平成21年度は教職員800人の増となったが、地方の意見を反映した新たな定数改善計画を早期に策定していく必要がある。

さらに、平成20年3月に改訂された学習指導要領では、体験活動の重視や小学校外国語活動の開始が示され、授業時間数も増加している一方、子どもと向き合う時間の確保も唱えられていることから、今後、教職員の配置等地方の実情を反映した政策の展開が必要である。

【具体的な要望事項】

- (3) 地方の意見を反映した次期教職員定数改善計画を早期に策定、実施すること。
- (4) (略) 特別支援教育の充実に向け、特別支援学校及び幼稚園、小・中・高等学校、中等教育学校に、特別支援教育コーディネーターとして専門的な担当教員を配置できるよう、義務教育諸学校標準法及び高等学校標準法上に位置付けるなど必要な措置を講じること。

2 政令指定都市に係る県費負担教職員制度の見直し

【背景・理由】

現在、政令指定都市における県費負担教職員の人事（任命）権は政令指定都市が有し、道府県が給与負担（給与の支出責任）をしているため、任命権者と給与負担者が異なるという「ねじれ」状態にある。

地方分権の観点からも、現在の教職員の任命権に加え、教職員の給与負担とその財源を税源移譲等により移譲するとともに、学級編制基準・教職員定数の設定権限等を移譲し、政令指定都市に一元化することで、道府県の関与が縮小され、政令指定都市が自主的、主体的な教育行政を展開することが可能となるため、中核市等への人事権の移譲の検討に先立ち、まずは、政令指定都市に係る県費負担教職員制度の見直しについて早期に実施する必要がある。

【具体的な要望事項】

教育における地方分権を進め、政令指定都市が自主的・主体的な教育行政を展開することができるよう、中核市等への人事権の移譲の検討に先立ち、まずは、政令指定都市に係る県費負担教職員制度の見直しについて早期に実施すること。

また、道府県から政令指定都市に円滑に事務等が移管されるよう、制度見直しのスケジュールを早期に示すこと。

その際、人材や教育水準等の確保の観点から、道府県が政令指定都市とその他の市町村との広域的調整を図る仕組みを構築すること。